

中小会計指針・中小会計要領の適用に関するチェックリストに係る考え方

平成 28 年 5 月 13 日

中小企業対策部

1. 「中小会計指針」及び「中小会計要領」の制定の経緯

日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は、平成 17 年 8 月に日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会との連名にて、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）を公表し、それ以降も適宜改定版を公表しています。

中小会計指針は、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すもので、特に会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、中小会計指針に拠ることが適当とされています。

一方、平成 24 年 3 月に中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する検討会」は、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という。）」を策定し、作成に至った経緯、今後の検討課題などと合わせ、「中小企業の会計に関する検討会報告書」として取りまとめ、公表しています。

中小会計要領は比較的規模の小さい中小企業の特性を考慮して、中小企業の活性化に資する観点から、経営者にとって理解しやすく、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものであることを指向しています。

2. チェックリストの目的と機能

日税連では、中小企業の会計の質の向上を図るため、計算書類の作成に当たって、「中小会計指針」または「中小会計要領」（以下「中小会計指針等」という。）の適用を積極的に普及・定着させることを基本方針とするとともに、その適用状況（以下「準拠性」という）を確認するための書類として、各々のチェックリストを作成し、税理士会員に対して公表しています。

これらのチェックリストは、基本的には中小企業の計算書類の作成に関与した税理士・税理士法人（以下「税理士等」という。）が、会社から提供された情報を基に、項目ごとに中小会計指針等の準拠性を確認して、その結果や所見等を記載するものです。

すなわち、チェックリストを作成する目的は、あくまでも中小会計指針等の準拠性を確認することにあります。そして、中小企業が行った会計処理や注記等のどの部分が中小会計指針等に準拠しているのか又は準拠していないかを明らかにすることで、計算書類そのものの比較可能性を担保することができます。

また、チェックリストの機能は、計算書類の信頼性を高めることにあります。中小企業の経営者は、チェックリストで中小会計指針等の準拠性を確認し、「NO」と記載された項目についても、税理士等からその理由等についての説明を受け、次年度以降「YES」にするための方策を検討することにより、計算書類の信頼性が高まることとなります。その結果、中小企業の経営者は、会社の実態を適切に把握することができるようになり、より効果的な事業計画、経営計画

等を作成することが可能となります。

3. チェックリストの対外的効果と融資制度

日税連では、中小企業の会計の質の向上を図るために、中小会計指針等に準拠した計算書類の作成、チェックリストの利用を推奨してきたところです。チェックリストの目的は、前述のとおり、中小会計指針等の準拠性を確認することであり、融資優遇措置の適用を受けるためのものではありません。つまり、融資商品の金利や保証料の割引などのために作成するものではなく、ましてや、作成者である税理士等が融資そのものの保証をするために作成するものでもありません。

しかし、チェックリストを通じて、中小企業が会計の重要性を認識し、自社の実態を適切に把握することができるようになれば、その中小企業の経営力や資金調達力の強化に繋がることとなります。

一方、中小企業が金融機関へこれらのチェックリストを提出することは、その金融機関が融資優遇措置を設けているか如何にかかわらず、その中小企業の計算書類の対外的信用力を高める効果があると考えられます。

また、チェックリストの提出を受けた金融機関は、中小会計指針等に準拠した会計処理をもとに、また、「NO」と記載された項目についても所見欄での理由等を考慮して、計算書類の比較可能性を確保した上で、審査の判断材料にすることができます。

このように、チェックリストは、融資優遇措置の適用を受けるためのものではありませんが、計算書類の対外的信用力を高めるとともに、金融機関の融資の判断材料として非常に有効なツールとなります。

4. チェックリスト作成者である税理士等の責任

税理士等は、他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理、税務書類の作成、税務相談（税理士業務）及びこれらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができると税理士法に定められており、税理士等は、関与先企業からは業務委託を受けています。

会社法上、計算書類の作成及び責任は、会社にあり、税理士等は委託を受けた業務内容に瑕疵があれば、会社との間で専門家としての責任を問われることとなります。

中小会計指針等のチェックリストについては、中小企業の計算書類の内容そのものについて直接的な責任を負うものではなく、事実と異なる虚偽記載を行っていないかぎり、作成者である税理士等が責任を負うことは想定されていません。したがって、監査役設置会社の株主等に対する監査報告書や、また、税法の規定に準拠することを確認する書面添付制度の添付書面とは、法的性格が全く異なります。もっとも、事実と異なると知りながら、チェックリストに虚偽記載を行った税理士等には虚偽文書作成の責任があり、事実と異なると知らなかった場合においても、専門家としての相当の注意義務をどの程度果たしたかによって責任を判断されるものと考えられます。そのため、税理士等は、チェックリストを作成するに当たっては、事実に沿って作成することが求められています。

5. 税理士等に求められる役割

税理士等は、「税務に関する専門家」と同時に「会計に関する専門家」でもあります。

税務申告書作成の前段階において、中小企業が中小会計指針等に準拠した計算書類の作成を行うことは、当該企業の計算書類の正確性や信頼性を高めるものです。また、計算書類の作成の委託を受けた税理士等は、関与先に対して、中小会計指針等に準拠した会計処理等を行い、その準拠性を確認するためにチェックリストを利用することが望まれます。

このため、税理士等は、毎期計算書類の作成時に、融資優遇措置の利用の如何にかかわらず、できる限りチェックリストを作成・添付し、経営者にその内容を十分に説明することが望まれます。そして、これらを継続していくことにより、確実に計算書類の正確性や信頼性の向上に繋がり、中小企業の経営者は、会社の実態を適切に把握することが可能となります。

参考

【チェックリストを利用する際の (1) 作成依頼書及び (2) 作成通知書】

日税連では、税理士等と関与先中小企業の間において、チェックリストを利用する際の (1) 作成依頼書及び (2) 作成通知書を策定しました。

(1) 作成依頼書は、中小企業が税理士等に対し、自社の計算書類について、チェックリストを用いた中小会計要領への適用状況の確認を依頼するための書面です (中小企業 ⇒ 税理士等)。

(2) 作成通知書は、(1) の依頼に基づき、税理士等が中小企業に対し、当該中小企業の計算書類について中小会計要領への適用状況を確認したチェックリストを作成した旨を示すための書面です (税理士等 ⇒ 中小企業)。

なお、これら書面は、税理士等と関与先中小企業との間でチェックリストを利用する際の、当該チェックリストの位置づけを明確にするために策定した参考様式であり、会員各位に対し、必ず当該書面を利用することを求めるものではありません。各関与先中小企業との委嘱契約内容等の実情に鑑み、必要に応じてご活用ください。

【信用保証協会割引制度】

「中小会計指針」チェックリストによる割引制度

「中小会計指針」の普及活動の一環として、「中小会計指針」に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士等がその準拠を確認したチェックリスト等が中小企業から提出された場合において、信用保証協会の保証料率 0.1% の割引が認められる制度です。この適用は、平成 18 年 4 月の制度創設時では、チェックリストの添付によって認められ、平成 19 年 4 月からは、チェックリスト中の 15 項目のうち 1 項目以上の準拠によって認められることとされてきました。平成 24 年 4 月 1 日の制度の見直し以後からは、チェックリストの全 15 項目全てが中小会計指針に準拠していることをもって適用されるようになり、このチェックリストの全 15 項目について「中小会計指針」に準拠している旨の記載があるにもかかわらず、故意・過失を問わず事実と異なる記載と保証協会が認めるチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合においては、その税理士等に対する 1 年間の利用停止制度と利用停止

制度に疑問・不服ある税理士に係る税理士会を経由した照会手続スキームが創設されました。

なお、平成 25 年 4 月 1 日「中小会計要領」の割引制度の開始に合わせて、これまで実施していた「中小会計指針」採用企業に対する保証料率の割引は、平成 25 年 3 月末の申し込みをもって終了されました。

「中小会計要領」チェックリストによる割引制度

平成 25 年 4 月 1 日からは、「中小会計要領」の普及活動の一環として、「中小会計要領」に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士等がその準拠を確認したチェックリスト等が中小企業から提出された場合において、信用保証協会の保証料率 0.1%の割引が認められる制度として開始されました。本割引制度の対象となる信用保証制度は、一般の保証などの責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証（特定社債保証、一括支払契約保証を除く）です。セーフティネット保証等、特定の政策目的により設けている保証制度は対象外となります。

なお、チェックリストの全 32 項目が「中小会計要領」に準拠していることをもって適用され、このチェックリストの全 32 項目について「中小会計要領」に準拠している旨の記載があるにもかかわらず、故意・過失を問わず事実と異なる記載と保証協会が認めるチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合においては、その税理士等に対する 1 年間の利用停止制度と利用停止制度に疑問・不服のある税理士に係る税理士会を経由した照会手続スキームが引き続き存続されました。保証料割引制度申込にあたっては、「中小会計要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書を保証協会へ提出することが必要です（提出書類に関しては日税連ホームページでダウンロードできます）。